

国都街第105号
平成26年3月28日

公益社団法人 立体駐車場工業会会长 殿

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について（依頼）

昨今、機械式立体駐車場において、一般利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」（座長：向殿政男・明治大学名誉教授）の検討成果を踏まえ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を別添のとおり策定しました。

つきましては、下記の点について対応をお願い致します。

記

1. 事故の再発防止を図る観点から、本ガイドラインを踏まえ、貴工業会の機械式駐車場技術基準について早期に見直しを行うこと
2. 貴工業会の会員各社等を通じて、機械式立体駐車場の設置管理者及び利用者に対して、機械式立体駐車場の安全確保及び適正利用の必要性を改めて周知すること

以上

国都街第105号
平成26年3月28日

一般社団法人 全日本駐車協会会長 殿

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について（依頼）

昨今、機械式立体駐車場において、一般利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」（座長：向殿政男・明治大学名誉教授）の検討成果を踏まえ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を別添1のとおり策定しました。

これに伴い、消費者庁及び国土交通省では、公益社団法人立体駐車場工業会とともに、機械式立体駐車場の適正利用に関する注意喚起文書を別添2のとおり公表しました。

つきましては、貴会の会員各位に対し、本ガイドライン等に従って適切な安全対策が講じられるよう呼びかけを行って頂くとともに、本注意喚起文書を配布・掲示するなど、機械式立体駐車場の適正利用について周知徹底を図って頂きますようお願いします。

消 安 全 第 120 号
国 都 街 第 105 号
平成 26 年 3 月 28 日

一般社団法人不動産協会理事長 殿
一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長 殿
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会会長 殿
一般社団法人マンション管理業協会会長 殿
一般社団法人日本マンション管理士会連合会会長 殿
特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会会長 殿

消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課 長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について（依頼）

昨今、機械式立体駐車場において、一般利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」（座長：向殿政男・明治大学名誉教授）の検討成果を踏まえ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を別添1のとおり策定しました。

これに伴い、消費者庁及び国土交通省では、公益社団法人立体駐車場工業会とともに、機械式立体駐車場の適正利用に関する注意喚起文書を別添2のとおり公表しました。

つきましては、貴会の会員各位に対し、本ガイドライン等に従って適切な安全対策を講じるとともに、本注意喚起文書を配布・掲示するなどにより、機械式立体駐車場の適正利用について周知徹底を図るよう、呼び掛けを行って頂きますようお願いします。

<担当者連絡先>
消費者庁消費者安全課 (河岡、須藤、小原)
電話 03-3507-9137 (直通)
国土交通省都市局街路交通施設課 (大坪、小山)
電話 03-5253-8416 (直通)

消 安 全 第 120 号
国 都 街 第 105 号
平成 26 年 3 月 28 日

公益財団法人マンション管理センター理事長 殿

消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課 長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について（依頼）

昨今、機械式立体駐車場において、一般利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」（座長：向殿政男・明治大学名誉教授）の検討成果を踏まえ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を別添1のとおり策定しました。

これに伴い、消費者庁及び国土交通省では、公益社団法人立体駐車場工業会とともに、機械式立体駐車場の適正利用に関する注意喚起文書を別添2のとおり公表しました。更に、別添3に掲げる関係団体に対し、機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知を依頼しました。

つきましては、適宜、本ガイドライン等に従って適切な安全対策が講じられるよう呼びかけを行って頂くとともに、本注意喚起文書を配布・掲示するなど、機械式立体駐車場の適正利用について周知徹底を図って頂きますようお願いします。

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン

平成26年3月

国 土 交 通 省

はじめに

- ・ 機械式立体駐車場における一般利用者等の死亡・重傷事故は、平成19年度以降、少なくとも26件発生しており、児童が亡くなる痛ましい事故も発生。
- ・ 国土交通省では、これまで機械式立体駐車場の適正利用の周知や安全対策の強化の呼びかけ等を行ってきたところであるが、機械式立体駐車場の安全性の一層の向上を図るため、平成25年11月、「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」（座長：向殿政男・明治大学名誉教授）を設置し、計4回にわたって検討を行った。
- ・ 委員会では、特に重大事故の発生を抑止する観点から、機械式立体駐車場の特性や実際の事故等の発生状況を踏まえた検討を行った。
- ・ 本ガイドラインは、委員会の検討成果を踏まえて、機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者、利用者が先ず早期に取り組むべき事項をガイドラインとしてとりまとめたもの。本ガイドラインを広く活用し、機械式立体駐車場の安全確保と安全利用に努めて頂きたい。

I. 総則

1. 本ガイドラインの位置づけ

- ・ 機械式立体駐車場において発生した重大事故等の再発防止の観点から、関係主体において早期に取り組むべき安全対策を提示するもの。
- ・ 駐車場法の対象となる路外駐車場に設置される機械式駐車装置について、本ガイドラインへの準拠を要請。
- ・ ただし、近年、マンション等の専用駐車施設において事故が多く発生していることに鑑み、路外駐車場以外に設置される機械式駐車装置についても、本ガイドラインへの準拠を推奨。
- ・ 引き続き、本ガイドラインの改善を進め、適宜発出予定。

2. 機械式駐車装置の特性・危険性

- ・ 二段・多段方式、垂直循環方式、エレベータ方式等、様々な種類のものが存在。
- ・ 時間貸し駐車場、商業施設等の公共用駐車場のほか、マンション等の専用駐車施設にも普及。
- ・ 乗降室内への閉じ込め、稼動部への接触、巻き込み、挟まれ事故のほか、乗降・歩行時の転倒・転落、車両の入出庫時の衝突も発生。
- ・ 特にマンション等の専用駐車施設において、利用者が自ら操作する際、乗降室内に人がいることの確認が不足していたことなどを要因とする重大事故が多く発生。

3. 安全対策の考え方

- ・ 機械式立体駐車場は、都市施設として不可欠な施設であるものの、ひとたび事故が発生すれば、重大事故に至る危険性が高い機械装置であること、そして機械には「絶対安全」はないということも認識した上で、製造者、設置者、管理者、利用者の各主体がそれぞれ真摯に協力して安全確保と安全利用に取り組むことが重要（多重安全）。

II. 製造者の取組

(全ての装置に共通する事項)

- ・ 装置内に、利用者以外の人が容易に立ち入ることができない構造とすること。
- ・ 設置者又は管理者において、操作を行う者の限定を行うことができる機能を有すること。
- ・ 前の利用者の一連の操作が正常に完了しない限り、次の利用者が操作を行うことができない機能を有すること。
- ・ 操作盤は、利用者が安全確認ボタンを操作した後でなければ装置が稼動しない機能を有すること。
- ・ 操作盤の視認しやすい場所に、視認しやすい形状で、緊急時に直ちに装置の動作を停止できる緊急停止ボタンを設けること。
- ・ 乗降室内には、人が転落するような隙間を設けないこと。やむを得ず隙間を生じる場合には、人の転落を防止するための適切な柵、落下防護施設等を設けること。
- ・ 人の通路部には障害を設けず、平滑な構造とすること。やむを得ず段差等を生じる場合には、視認性の確保に留意すること。
- ・ 安全対策を講じる際には、消防法、建築基準法等の関係法令を遵守するとともに、製造時点における科学技術の水準を考慮すること。
- ・ 装置の製造段階でやむを得ず残留する危険性及び適正な使用方法について、当該装置を使用する者に対して十分な説明、注意喚起等を行うこと。

(二段・多段方式の装置に関する事項)

- ・ 昇降横行式又は地下構造を有する装置には、前面ゲート及び柵を設置すること。
- ・ 前面ゲートは、チェーン・スプロケット等の稼動部に子供が容易に触れることのない構造とすること。
- ・ 装置の稼動状況等を目視によって確認できる位置に操作盤を設置すること。
- ・ 前面ゲートを有する装置については、呼び出した搬器等が着床していなければゲートが開かない機能（インターロック）を有すること。

(垂直循環方式、エレベータ方式等の大型装置に関する事項)

- ・ 乗降室内に人が入っている状態で、装置が稼動しない機能を有すること。
- ・ 利用者が操作位置からも乗降室の安全を確認できるモニター等を設置

すること。

- ・ 出入口扉は、呼び出した搬器等が着床していなければ開かない機能（インターロック）を有すること。
- ・ 乗降室内で人が装置の旋回運動に巻き込まれることがないよう退避場所を設けるとともに、視認しやすい非常用脱出口、非常ボタン等を設けること。

III. 設置者の取組

- ・ II. で要求される構造・設備・機能を有する装置を設置すること。
- ・ 装置の選定にあたっては、製造者の助言等を参考に、設置場所、気象条件、使用条件、利用者の特性等を考慮した上で最適な種類のものを選定すること。
- ・ 装置のピット内への人の転落や、装置内への不意な侵入の防止等のため、装置の出入口及び周囲には、適切な柵等を設けること。
- ・ 柵等は、装置の稼動部に、隙間から手や足等が届かない構造とすること。
- ・ 入出庫時に、乗降室内への不要な人の立ち入りを防止するため、乗降室の外部に子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保を図ること。
- ・ 夜間使用される装置や屋内・地下に設置される装置については、装置内の視認性を確保するため、照明設備を設置すること。
- ・ 装置の設置段階でやむを得ず残留する危険性及び適正な使用方法について、当該装置を使用する者に対して十分な説明、注意喚起等を行うこと。

IV. 管理者の取組

- ・ 利用者に対して、正しい操作方法、注意事項の遵守などの書面での説明等を徹底すること。また、これらに関する説明等を受けた者に対して利用を許可すること。
- ・ 不特定多数の人が利用する駐車施設においては、専任の取扱者が操作をすること。
- ・ 「無人確認」等の注意事項は、常に利用者が見やすい位置に表示すること。
- ・ 装置の安全確保のための維持保全を行うこと。装置が正常で安全な状態を維持できるよう、機種、使用頻度等に応じて、1～3ヶ月以内に1度を目安として、専門技術者による点検を受け、必要な措置を講じること。
- ・ 装置の安全性を阻害する改造等は決して行わないこと。
- ・ 事故等に備えて対処方法を定めておくこと。また、事故等があった場合には、警察、消防のほか、製造者、メンテナンス業者、設置の届出を行った都道府県知事等にすみやかに連絡し、記録を残すこと。
- ・ 上記事項を確実に実施するため、管理責任者を選任するとともに、装置の視認しやすい場所に、管理責任者を明示すること。また、具体的な実施方法等について文書に定め、利用者等が閲覧できるようにすること。
- ・ 上記事項に係る業務をメンテナンス業者へ委託する場合には、当該業務の実施主体（責任者）、具体的な実施方法等について契約等において別途定め、明らかにすること。

V. 利用者の取組

- ・ ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再認識した上で、利用を行うこと。
- ・ 他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。
- ・ ボタン押し補助器具等の不適切な器具を決して使用しないこと。
- ・ センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うこと。
- ・ 運転者以外は乗降室の外で乗降すること。やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、乗降室から同乗者が退出したことを必ず自ら確認の上、装置を操作すること。
- ・ 乗降室内に長時間留まらないこと。また、荷物の積み下ろしは乗降室の外で行うこと。
- ・ 保護責任者は、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うこと。
- ・ 取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねないこと。
- ・ 酒気を帯びた者は、装置を取り扱わないこと。

平成 26 年 3 月 28 日

機械式立体駐車場での事故に御注意ください！（周知） －特に自分で操作するマンション等の駐車場では気を付けて－

機械式立体駐車場での事故について、消費者庁及び国土交通省では、平成 24 年 5 月及び 8 月に、利用者に向けて注意喚起を行いましたが、その後も利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。機械式立体駐車場では車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大事故につながる危険性があります。

機械式立体駐車場での事故を防ぐには、製造者、設置者及び管理者における駐車装置の安全性の確保はもとより重要ですが、利用者においても細心の注意を払って御利用いただくことが重要です。特に、マンション等の駐車場において自分で駐車装置を操作するときに、利用される皆様の安全を確保するために注意していただきたいことをお知らせします。

機械式立体駐車場における利用者等の死亡・重傷事故は、平成 19 年度以降、少なくとも 26 件（うち死亡 10 件）発生しており、子どもが亡くなる痛ましい事故も 3 件発生しています。また、マンションの駐車場での事故が半数を占めるなど、利用者が自分で駐車装置を操作するときに多くの事故が発生しています。

機械式立体駐車場での事故を防ぐには、製造者、設置者及び管理者における駐車装置の安全性の確保はもとより重要ですが、利用者におかれても、駐車装置を操作する際にまず装置の中に人がいないことを確認するなど、十分に注意をして御利用いただくことが重要です。

このため、国土交通省では、事故の再発防止を図る観点から、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を策定・公表し、機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者及び利用者に向けて、安全確保と安全利用を要請しています（URL : http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000022.html）。

さらに、消費者庁及び国土交通省では、本ガイドライン等を基に、特にマンション等の駐車場において、自分で駐車装置を操作する時に注意していただきたいことを、別添のとおりまとめましたので、機械式立体駐車場を利用する際に御確認ください。

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

河岡・須藤・小原

TEL : 03(3507)9201（直通）

FAX : 03(3507)9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>

国土交通省都市局

街路交通施設課 大坪・小山

TEL : 03(5253)8416（直通）

FAX : 03(5253)1592

URL : <http://www.mlit.go.jp/>

公益社団法人

立体駐車場工業会 門田

TEL : 03(5542)0733

FAX : 03(5542)0735

URL : <http://www.ritchu.or.jp/>

機械式立体駐車場での事故に御注意ください！

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。

駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう！また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

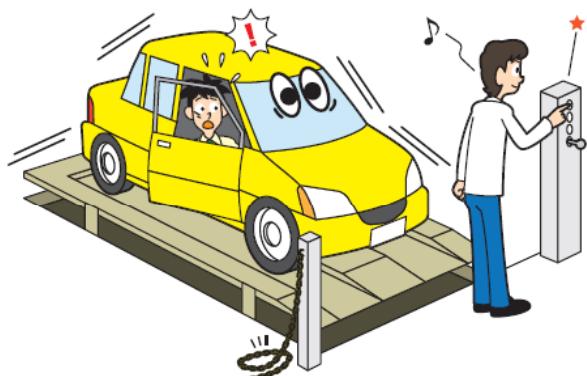
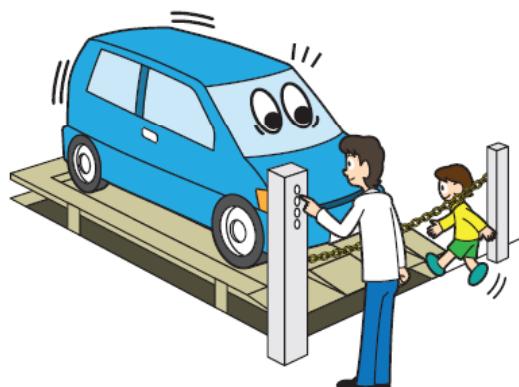


・運転者以外は中に入らないで下さい

運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

・子どもが装置に近付かないように細心の注意を払いましょう

特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。



・他人の鍵が挿さっているときは使用中です

操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。

二段方式・多段方式の注意点



・死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になって見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

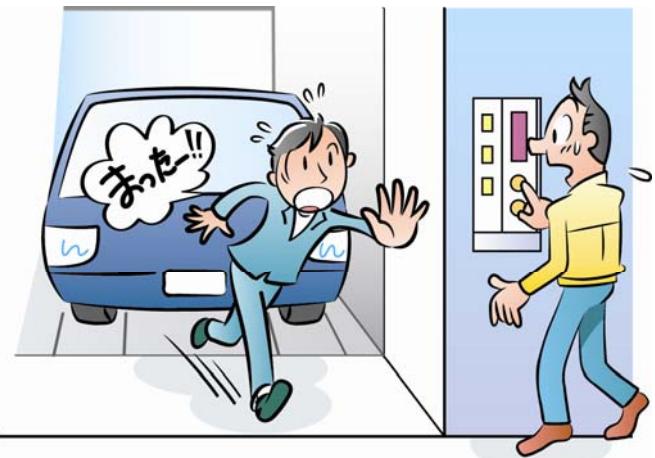
・装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けてください。

・操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

エレベータ方式の注意点



・センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の方は感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

・装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

①迷わず、非常停止ボタンを押してください。

②至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。

機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知の依頼先リスト

- 公益社団法人 立体駐車場工業会
- 一般社団法人 全日本駐車協会
- 一般社団法人 不動産協会
- 一般社団法人 全国住宅産業協会
- 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
- 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
- 一般社団法人 マンション管理業協会
- 一般社団法人 日本マンション管理士会連合会
- 特定非営利活動法人 全国マンション管理組合連合会
- 公益財団法人 マンション管理センター

消 安 全 第 312 号
国 都 街 第 70 号
平成 26 年 10 月 6 日

公益社団法人立体駐車場工業会会长 殿

消費 者 庁 消 費 者 安 全 課 長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について（要請）

昨今、機械式立体駐車場において利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、消費者庁及び国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について」（平成 26 年 3 月 28 日 消安全第 120 号・国都街第 105 号）において、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づく安全対策、適正利用等の取組を要請しております。本要請を受け、貴工業会におかれでは、既に会員各社へのガイドラインの周知・要請、技術基準の改定、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、これまで発生した 6 件の事故の調査・分析結果をもとに、「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）」が取りまとめられたことなどを踏まえ、国土交通省ではガイドラインの改定を行いました（別添 1, 2 参照）。

つきましては、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進を図る観点から、特に下記の点についてご留意の上、新たなガイドラインに基づく取組を推進して頂きますよう、宜しくお願い致します。

記

1. ガイドライン改定の趣旨及び基本的な考え方

（1）機械式立体駐車場は、ひとたび事故が起きれば重大事故に至る危険性が高い機械装置であり、通常長期にわたって使用されること、そして特にマンション等の既設の装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り

組む必要性が高いことを踏まえ、関係主体間の連携・協働による取組を新たに求ることとしたこと（「VI. 関係主体間の連携・協働による取組」参照）。

- (2) 関係主体間の連携・協働による安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）が迅速かつ円滑に行われるよう、駐車施設ごとに、早期に、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者による協議の場を設けることを求めるものであること（平成26年度内を目途）。また、協議の場としては、マンション管理組合の理事会、総会等の活用も考えられること。
- (3) 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者に対して、既設の装置の安全設備や実際の利用環境を踏まえ、重大な事故に繋がりうるリスクや安全な利用方法、緊急時の対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うなど、主体的な役割を果たすべきであること。併せて、設置者、管理者は、必要な安全対策を検討・実施するため、製造者、保守点検事業者に対して、既設の装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求めることが望ましいこと。
- (4) 設置者、管理者は、協議の場における検討結果を踏まえ、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。教育訓練については、防災訓練等と併せて実施することや、定期的な保守点検の機会等を活用することも考えられること。
- (5) 実際に装置を操作する利用者自らも、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけること、そして日常の様々な利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不断の改善を求めることが重要であること。

2. 貴工業会への要請事項

- (1) 上記における製造者、保守点検事業者の取組が確実に実施されるよう、会員各社に対して周知・要請を行うこと。
- (2) 重大な事故に繋がりうるリスクについて、実際の事故事例やリスクアセスメントの結果をもとに継続的に情報収集・分析を行い、安全講習会等を通じて、設置者、管理者、利用者への周知を図ること。

〈担当連絡先〉

消費者庁消費者安全課 中川、横屋

電話 03-3507-9137 (直通)

国土交通省都市局街路交通施設課 大坪、川村

電話 03-5253-8416 (直通)

消 安 全 第 312 号
国 都 街 第 70 号
平成 26 年 10 月 6 日

一般社団法人不動産協会理事長 殿
一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長 殿
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会会長 殿
一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿
一般社団法人日本マンション管理士会連合会会長 殿
特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会会長 殿

消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課 長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について（要請）

昨今、機械式立体駐車場において利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、消費者庁及び国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について」（平成 26 年 3 月 28 日 消安全第 120 号・国都街第 105 号）において、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づく安全対策、適正利用等の取組を要請しております。本要請を受け、貴会におかれでは、既に会員各位へのガイドラインの周知・要請、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、これまで発生した 6 件の事故の調査・分析結果をもとに、「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）」が取りまとめられることなどを踏まえ、国土交通省ではガイドラインの改定を行いました（別添 1, 2 参照）。

つきましては、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進を図る観点から、特に下記の点についてご留意の上、新たなガイドラインに基づく取組を推進して頂きますよう、宜しくお願い致します。

記

1. ガイドライン改定の趣旨及び基本的な考え方

- (1) 機械式立体駐車場は、ひとたび事故が起きれば重大事故に至る危険性が高い機械装置であり、通常長期にわたって使用されること、そして特にマンション等の既設の装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り組む必要性が高いことを踏まえ、関係主体間の連携・協働による取組を新たに求めることとしたこと（「VI. 関係主体間の連携・協働による取組」参照）。
- (2) 関係主体間の連携・協働による安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）が迅速かつ円滑に行われるよう、駐車施設ごとに、早期に、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者による協議の場を設けることを求めるものであること（平成26年度内を目指す）。また、協議の場としては、マンション管理組合の理事会、総会等の活用も考えられること。
- (3) 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者に対して、既設の装置の安全設備や実際の利用環境を踏まえ、重大な事故に繋がりうるリスクや安全な利用方法、緊急時の対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うなど、主体的な役割を果たすべきであること。併せて、設置者、管理者は、必要な安全対策を検討・実施するため、製造者、保守点検事業者に対して、既設の装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求めることが望ましいこと。
- (4) 設置者、管理者は、協議の場における検討結果を踏まえ、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。教育訓練については、防災訓練等と併せて実施することや、定期的な保守点検の機会等を活用することも考えられること。
- (5) 実際に装置を操作する利用者自らも、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけること、そして日常の様々な利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不斷の改善を求めることが重要であること。

2. 貴会への要請事項

上記における設置者、管理者等の取組が確実に実施されるよう、会員各位に対して周知・要請を行うこと。

＜担当連絡先＞

消費者庁消費者安全課 中川、横屋

電話 03-3507-9137（直通）

国土交通省都市局街路交通施設課 大坪、川村

電話 03-5253-8416（直通）

消 安 全 第 312 号
国 都 街 第 70 号
平成 26 年 10 月 6 日

公益財団法人マンション管理センター理事長 殿

消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課 長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について（要請）

昨今、機械式立体駐車場において利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、消費者庁及び国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について」（平成 26 年 3 月 28 日 消安全第 120 号・国都街第 105 号）において、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づく安全対策、適正利用等を要請しております。本要請を受け、貴センターにおかれでは、既にガイドラインの周知、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、これまで発生した 6 件の事故の調査・分析結果をもとに、「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）」が取りまとめられたことなどを踏まえ、国土交通省ではガイドラインの改定を行いました（別添 1, 2 参照）。

つきましては、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進を図る観点から、特に下記の点についてご留意の上、新たなガイドラインに基づく取組を推進して頂きますよう、宜しくお願い致します。

記

1. ガイドライン改定の趣旨及び基本的な考え方

（1）機械式立体駐車場は、ひとたび事故が起きれば重大事故に至る危険性が高い機械装置であり、通常長期にわたって使用されること、そして特にマンション等の既設の装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り組む必要性が高いことを踏まえ、関係主体間の連携・協働による取組を新たに求めることとし

たこと（「VI. 関係主体間の連携・協働による取組」参照）。

- (2) 関係主体間の連携・協働による安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）が迅速かつ円滑に行われるよう、駐車施設ごとに、早期に、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者による協議の場を設けることを求めるものであること（平成26年度内を目途）。また、協議の場としては、マンション管理組合の理事会、総会等の活用も考えられること。
- (3) 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、設置者、管理者、利用者に対して、既設の装置の安全設備や実際の利用環境を踏まえ、重大な事故に繋がりうるリスクや安全な利用方法、緊急時の対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うなど、主体的な役割を果たすべきであること。併せて、設置者、管理者は、必要な安全対策を検討・実施するため、製造者、保守点検事業者に対して、既設の装置のリスク、安全な利用方法、リスク低減方策等の確認及び説明を求めることが望ましいこと。
- (4) 設置者、管理者は、協議の場における検討結果を踏まえ、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。教育訓練については、防災訓練等と併せて実施することや、定期的な保守点検の機会等を活用することも考えられること。
- (5) 実際に装置を操作する利用者自らも、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけること、そして日常の様々な利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不断の改善を求めることが重要であること。

2. 貴会への要請事項

上記における設置者、管理者等の取組が確実に実施されるよう、適宜、関係者に対して呼び掛けを行うこと。

＜担当連絡先＞

消費者庁消費者安全課 中川、横屋

電話 03-3507-9137（直通）

国土交通省都市局街路交通施設課 大坪、川村

電話 03-5253-8416（直通）

消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書（機械式立体駐車場（二段・多段方式、エレベータ方式）で発生した事故）（平成 26 年 7 月 18 日）（要旨）（抄）

機械式駐車装置（以下「駐車装置」という。）の設置実績は、平成 25 年 3 月末時点で累計約 54 万基に上り、機械式立体駐車場における利用者等の死亡・重傷事故は、平成 19 年度以降少なくとも 26 件（うち死亡事故は 10 件）発生している。

このような実態を踏まえ、調査委員会は、事故原因の究明と再発防止が必要であると判断し、駐車装置内で発生した人や車の挟まれ事故等、6 件について調査を行った。

<意見>

駐車装置は、実際の日常生活において、幼児を連れて多くの荷物を車で運んでいるなど、利用者に様々な状況で使用されている。しかし、現在稼動している駐車装置は、装置内に運転者以外の者が立ち入らないことを前提に設計されている。このような設計は、日常の生活空間における実際の利用環境や人の行動特性を十分に考慮したとはい難いものであり、その結果として、駐車装置の利用には、多くの重大なリスクが伴うこととなっている。駐車装置の安全確保に関しては、駐車装置のリスクを最もよく知る製造者が、装置自体のリスク低減を図るとともに、利用者等に対してリスクや使用方法について周知する等、主体的な役割を果たすべきである。

他方で、事故の発生を防止するためには、実際に駐車装置を操作する利用者自らもリスクを認識し利用することが重要である。

上記を踏まえ、国土交通省及び消費者庁は、機械式立体駐車場の安全性を高めるための施策を進めに当たり、特に次の点について取り組むべきである。

2. 国土交通大臣及び消費者庁長官への意見

（1）安全対策の検討・実施の推進

駐車装置は一度事故が起きれば重大な被害の発生につながること及び長期にわたって使用されることを踏まえ、目標年限を区切る等して、製造者、保守点検事業者、所有者・管理者（マンション管理組合を含む。）、利用者に対して、協議の場を設置し、連携した安全対策の検討・実施を促すこと。

（2）安全利用の推進

製造者、設置者及び所有者・管理者に対して、駐車装置の安全な使用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に向けた説明の徹底を促すこと。また、製造者及び保守点検事業者等に対して、所有者・管理者と協力して利用者に向けた教育訓練の実施を促すとともに、利用者に対して参加を促すこと。

（3）注意喚起の実施

具体的な事故事例等を基にするなど、駐車装置が有する危険性及び駐車装置を利用するに当たっての注意点を取りまとめ、利用者に対して継続的な注意喚起を実施すること。

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン（平成26年10月改定）（追加部分の抜粋）

VI. 関係主体間の連携・協働による取組

- 既設の装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は、駐車施設ごとに協議の場を設け、連携・協働して安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）に取り組むこと。
- 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。
- 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること。

消 安 全 第 257 号
国 都 街 第 64 号
平成 28 年 9 月 13 日

一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会会長 殿
一般社団法人全日本駐車協会会長 殿
特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会会長 殿
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長 殿
一般社団法人日本マンション管理士会連合会会長 殿
一般社団法人不動産協会理事長 殿
一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿
公益財団法人マンション管理センター理事長 殿
公益社団法人立体駐車場工業会会長 殿

消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課 長

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進について（要請）

昨今、機械式立体駐車場において利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることから、消費者庁及び国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進について」（平成 26 年 10 月 6 日付け消安全第 312 号・国都街第 70 号消費者庁消費者安全課長・国土交通省都市局街路交通施設課長通知）等において、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」に基づく安全対策及び適正利用の取組を要請しており、本要請を受け、既に会員各社への周知・要請、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

今般、各関係主体（製造者、設置者、管理者及び利用者）において進められてきた安全対策の具体的な実践例等を収集し、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」として取りまとめました（別添 1）。

また、既設の駐車装置における安全対策の検討にご活用いただくため、新たに「管理者向け自己チェックシート」を取りまとめました（別添 2）。

つきましては、会員各社に対し、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの

手引き」及び「管理者向け自己チェックシート」の活用について周知・要請を行い、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」に基づく取組を一層推進していただきますよう、宜しくお願ひいたします。

＜担当者連絡先＞

消費者庁消費者安全課 高瀬・白石

電話 03-3507-9200 (直通)

国土交通省都市局街路交通施設課 今井・中山

電話 03-5253-8416 (直通)